

## 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります — 2・3号(保育)認定用 —

令和元(2019)年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

利用する施設やサービスによって対象内容が異なりますので、ご一読ください。

### ●保育料の無償化について(手続き不要)

施設・事業	保育料の無償化		
	0~2歳児	※1 満3歳児	3~5歳児
※2 新制度幼稚園(1号)		保育料無償	
認定こども園(1号)			
認定こども園(2・3号)	市町村民税非課税世帯のみ保育料無償		保育料無償
保育所(2・3号)			

※1 年度途中で誕生日を迎え3歳になった児童

※2 市内では石橋幼稚園が対象

### ○対象となる方

本市に住民登録がある世帯で、次のいずれかに該当する方

- ・1号(教育標準)認定を受けている
- ・2・3号(保育)認定を受けていて、3歳児クラス以上に在籍している
- ・2・3号(保育)認定を受けていて、0~2歳児クラスで住民税非課税世帯

### こんなときはどうするの?

**Q1** 市内在住ですが、市外の施設に通っています。保育料は無償化の対象になりますか?

**A** 対象になります。施設の種類によって対象が異なりますので、上記の表をご覧ください。また、上記以外に、新制度未移行の幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設等の保育料も申請をしていただくことで無償化の対象になります。これらも施設の種類によって対象が異なりますので、詳しくは市こども福祉課までお問い合わせください。

**Q2** 今まで第2子に対して保育料の減免があったのですが、第1子が無償化の対象となった場合、無償化対象外の第2子の減免はどうなるのでしょうか?

**A** 保育料の減免については、無償化開始後も今までどおり減免されます。

同時就園している兄弟がいて第2子以降のお子さんが0~2歳児の場合、2人目が半額、3人目以降は無料になります。

●保育料以外の費用について（対象者のみ）

給食費（副食費）及び預かり保育（延長保育）について、条件を満たす世帯は免除の対象になります。その他の費用（入園料、通園送迎費、行事費等）については、保護者負担となります。

副食費免除

（手続き不要）

はん、パン等）と副食費（おかず）に分けられ、市町村民税所得副食費代（上限4,500円）が免除になります。

－ 1号認定－

階 層	第1子	第2子	第3子
第1～3階層 （市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯）	免除	免除	免除
第4～5階層 （市町村民税所得割額 77,101円以上世帯）	保護者負担	保護者負担	保護者負担※1

※1 小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

小学校1～3年生の兄・姉を1人有し、同一世帯から2人以上就園している、または、小学校1～3年生の兄・姉を2人以上有し、就園している児童（第3子以降）	副食費免除
--	-------

（例）

◆子どもが3人いて、3人が就園している場合

免除あり	 第1子	 第2子	 第3子
	5歳児	4歳児	3歳児
	保護者負担	保護者負担	副食費免除

◆小学校1年生から3年生までの兄または姉が1人いて、2人が就園している場合

免除あり	 第1子	 第2子	 第3子
	小学校3年生	4歳児	3歳児
	—	保護者負担	副食費免除

◆小学校1年生から3年生までの兄または姉が2人いて、1人が就園している場合

免除あり	 第1子	 第2子	 第3子
	小学校3年生	小学校1年生	3歳児
	—	—	副食費免除

- ◆小学校4年生以上の兄または姉が1人、小学校1年生から3年生までの兄または姉が1人いて、1人が就園している場合

免除なし	 第1子	 第2子	 第3子
	小学校4年生	小学校3年生	5歳児
	—	—	保護者負担

— 2号認定 —

階	層	第1子	第2子	第3子
第1～3階層	(市町村民税所得割額 48,600円未満の世帯)	免除	免除	免除
第4階層のうち	市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯	免除	免除	免除
第4階層のうち	市町村民税所得割額 77,100円未満の世帯	保護者負担	保護者負担	免除
第5～8階層	(市町村民税所得割額 77,100円以上の世帯)	保護者負担	保護者負担	免除

※3号認定の副食費は、保育料月額に含まれております

**【預かり保育（延長保育）について】（対象：1号認定のみ 手続き：必要）**

1号認定のままで、保育の必要性があると認定された（2号認定の要件を満たす）世帯は、申請により預かり保育（延長保育）料が免除されます。ただし、満3歳児については、市町村民税所得割額が非課税の世帯に限ります。

**○預かり保育（延長保育）料の上限額**

給付限度額と支払った利用実績額を月毎に比較して、小さい方を保護者からの請求により還付します。

- ・ 3～5歳児 1日450円×日数 月額11,300円
- ・ 満3歳児（市町村民税非課税世帯のみ） 1日450円×日数 月額16,300円

預かり保育の利用日数（月毎）×日額単価（450円）

月内の支給額算定例①【時間設定】	月内の支給額算定例②【日額設定】	月内の支給額算定例③【月額設定】
【前提①】ある園の預かり保育利用料設定 100円/時間	【前提①】ある園の預かり保育利用料設定 400円/日	【前提①】ある園の預かり保育利用料設定 10,000円/月
【前提②】ある園児の利用日数 20日（1日3時間）	【前提②】ある園児の利用日数 20日	【前提②】ある園児の利用日数 18日
◀毎月支給限度額▶…A 450円×20日=9,000円	◀毎月支給限度額▶…A 450円×20日=9,000円	◀毎月支給限度額▶…A 450円×18日=8,100円
◀毎月利用実績▶…B 100円/時間×3時間×20日=6,000円	◀毎月利用実績▶…B 400円×20日=8,000円	◀毎月利用実績▶…B 10,000円
◀支給額の算出▶ A9,000円 > B6,000円であることから、 6,000円を支給	◀支給額の算出▶ A9,000円 > B8,000円であることから、 8,000円を支給	◀支給額の算出▶ A8,100円 < B10,000円であることから、 8,100円を支給

※限度額を超えた分の利用費は、保護者負担となります。

○保育の認定要件（保護者がともにいずれかの要件があること）

- ・ 就労（月平均 64 時間以上）
- ・ 妊娠、出産（出産予定日 8 週前から出産後 8 週まで間）
- ・ 保護者の負傷または障害
- ・ 同居の親族の常時介護または看護
- ・ 求職活動を継続的に行っている
- ・ 就学（職業訓練校を含む）

【お問い合わせ】

下野市役所こども福祉課  
保育支援グループ

TEL : 0285-32-8903